

と き 平成18年6月19日(月)13:30~15:30

ところ 静岡市役所新館170会議室

出席者 部会委員：日詰部会長、赤池委員、石野委員、稲葉委員、木村委員、坂野委員、玉置委員

都市経営課：大石参事、古荘主査、野田主査

政策法務課：深沢統括主幹、降矢主査

市民生活課：久田統括主幹、宮城島主査、青木主事補

あいさつ 日詰会長

審議事項

1. 市民活動促進条例案について

資料1：条例案

資料2：構造図

資料3：論点整理

2. 意見交換

坂野委員：5条は、4条2項2号を受けたものだと思うが、単独で条文化するのは唐突ではないだろうか。4条の中に載せてもよいのではないか。また、文案の内容は施策レベルではないような気がする。なくてもよいかもしれない。

事務局：1号から3号までの条文は、前回までの部会協議の中で、市民参画推進条例と本条例の対象範囲を整理する図の中で、本条例が扱う施策だとされたものを入れてみました。

木村委員：別案1の「市民と職員の意識改革に関する項目」を加えて欲しい。意識改革を伴わない行動改革は、ありえないので。

事務局：坂野委員のご指摘にあるように、本案と別案は視点が違うので単純に一項目増やすのは整合性の面で難しいと思います。前述の図の中で、どのように位置づけられるかを検討していただければ、整合性がとれるのではないのでしょうか。

坂野委員：意識改革は、要らなくなる可能性もある。そういうことは条例に位置づけられない方がよいと思う。

木村委員：人も変わるし、時代も変わる。意識改革は、その折々に不可欠なものだと思う。

日詰部会長：図の中で考えるのは難しそうだ。しかし、大事なことでもあるので、基本理念に入れてみてはどうか。また、5条は4条に入れ込んだ案を事務局でつくってほしい。

事務局：他市の条例と比べて大きく違うのは、市民や市などの責務を定める項目がないこと。今は理念の中に入れておられますが、項目数が増えれば、独立させるのもやぶさかではありません。

坂野委員：第1条で「市民活動と協働」を並べて載せているのは不自然ではないか。

事務局：元になった指針の文章としては「協働」はありませんでしたが、本条例では協働が大きなテーマになるので入れた方がよいと思って加えましたが、削除するようにします。

稲葉委員：団体登録制度は、具体的な協働事業が発生する前に、網羅的につくるものは要らないと思う。協働事業を行う際に、事業ごとにつくる方がよい。むしろ、その際の審査方法などを規定する方がよいのではないだろうか。

石野委員：登録団体が優先されるようなことはあってはならないと思う。

赤池委員：NPOが溢れている現在、良いNPOとそうでないものを分ける基準ができないものか。

日詰部会長：NPO法人の認証についてNPO法では、行政が強く管理、監督するのではなく、市民自身が治めるという趣旨になっている。その趣旨を鑑みると、行政が審査して保証するようなことはよくないと思う。

坂野委員：そうは言っても、行政は情報を持っていなさ過ぎる。情報が集まる仕組みをつくって、事業の開始前からコミュニケーションをとっておく必要があるし、市民活動団体側も、そういうことに努める必要があると思う。

稲葉委員：指定管理者との関係はあるのか。指定管理は協働の一つではないか。

日詰部会長：静岡市は、個別条例で指定管理者を扱っているので、直接的には関係ないと思う。

事務局：指定管理者制度は、個人ではなく、団体が対象であるとしているので、制度的には市民活動団体にも門戸が開かれています。各施設の指定の方針は、所管課を中心に市の考え方として決め、募集選定し、指定しています。そうした考え方や基準の内容が、実質的に参入障壁のようにしている場合もありますが、市民活動団体の指定を促進すべきだという意味で増やすのは難しいと思います。

日詰部会長：ここまでの議論をとりまとめ、団体登録制度は、削除した案をつくることとする。

石野委員：市民の定義がない。蒲原町NPO活動推進条例では「市民、事業者、NPO」の関係を述べている。

事務局：本条例は、自治基本条例の下位条例として、自治基本条例の定義を使っています。

日詰委員：市民参画条例ではどうしているのか。

行政経営課：市民の定義として、自治基本条例と同じものを掲載しています。

日詰委員：載せた方がわかりやすいのなら、同じものの繰り返しになっても、載せる方がよいと思うので、市民の定義を載せることとする。

赤池委員：第1条の一文が長過ぎる。読みにくい、読まれにくい文章だと思う。一文は、30～40文字くらいの方がよい。

事務局：主語が「この条例は」で、述語が「～を目的とする」となっていれば、内容は委員のみなさんで考えてくださればよいと思います。

玉置委員：何のため、誰のための条例かがわかりにくい。

木村委員：英国のコンパクトのように、社会的弱者の人たちをも対象としているのだということを、誰もが認識できるように明確にしたい。

事務局：その点については、案をつくる際に検討したが、条例の対象である市民活動の対象であるため、

含めようがありませんでした。含めるとすると、前文しかないと思いますが、前文はみなさんの思いを書くことになるので事務局で勝手につくることはできません。こういう意見を入れてほしいとか、提言書や指針のこの部分をもとにしてつくってほしいとか、そういうご意見ぬきにはつくれないので、ご意見やアイデアを出してください。

赤池委員：文言が難解だと思う。もっとわかりやすい文章にならないだろうか。

事務局：法律的ルールに縛られる面が多分にあります。